

第1122回 原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 ご指摘事項について

1. ご説明内容

- 浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答）
- 浜岡原子力発電所 基準地震動・基準津波等の審査スケジュールについて

2. ご指摘事項

- 浜岡原子力発電所 敷地の地質・地質構造（コメント回答）
 - ✓ 上載地層の堆積年代に関する評価については、基準適合性を説明するための明確な論理構成とそれに資する根拠となる物証を示す必要がある。そのためどのような調査で物証を取りに行くのか、評価及び評価方針の全体像について再度説明すること。特に、御前崎地域の標高約50mに分布する海進に伴う堆積物であるということを示せば、堆積年代が約12～13万年前であるとする、「泥層」の堆積年代に関する評価の前提条件に関しては、それが成り立つ根拠を説明すること。
 - ✓ 追加調査の結果を説明するにあたっては以下の点に留意すること。
 - ・ 「泥層」がMIS5eの堆積物であると評価するにあたっては、古谷泥層の全体像、分布範囲、層相変化、地区ごとの産状や含有物の特徴等を整理した上で、「泥層」との関係を示すこと。
 - ・ 離れた地点間で地層を対比するにあたっては、対比に足る調査結果を用いて評価を行う必要がある。何の調査結果に基づけば対比できるのか、論拠を明確にした上で説明すること。
 - ・ 追加調査から得られたデータについては、これまでに取得しているデータも含めて丁寧に分析し、総合的な解釈を行うこと。
 - ・ BF4地点付近の堆積物の関係を整理するにあたっては、調査結果から堆積物の層序関係を明確に示すこと。
 - ・ 降灰層準の認定にあたっては、「泥層」がどのように堆積したのか、堆積相から検討するなど、慎重かつ丁寧に検討した上で判断すること。
- 浜岡原子力発電所 基準地震動・基準津波等の審査スケジュールについて
 - ✓ 効率的・効果的に審査を進める観点から、各審査項目について、特に以下に示す説明に対する十分な準備を行うこと。
 - (敷地の地質・地質構造)
 - ・ 基準適合を説明するための明確な論理構成とその根拠となる物証の説明。
 - (基準地震動の策定)
 - ・ 免震構造の採用を踏まえた基準地震動の策定にかかる説明。
 - (基準津波の策定)
 - ・ プレート間地震の津波以外のその他の津波の評価、及びプレート間地震の津波とその他の津波の組合せの評価について、波原選定の考え方、組合せの評価の考え方を含めた全体像の説明。
 - ✓ 審査スケジュールを更新するとともに、特に基準津波に係る審査の進め方を具体的に説明すること。